



がんばろう!! ひがしまつしま

震災で当面の生活にお困りの方へ

■主な内容 震災復旧生活資金貸付、義援金の申請

～東松島市震災復旧生活資金貸付のお知らせ～  
東日本大震災で被害に遭われた方々に、心からお見舞い申し上げます。  
市では、家屋が全壊(流失含む)、大規模半壊または半壊し、市から「り災証明書」の交付を受けた世帯を対象に、当面の生活資金の貸付を行います。

■貸付内容  
○貸付額 10万円(現金)  
○貸付利率 無利子  
○貸付期限 義援金が支給されるまでの間  
○担保および保証人 不要  
○貸付金償還(返済) 災害義援金の交付決定後、その災害義援金の中から一括償還(返済)をしてもらいます

■申請日時・場所  
○期間 5月8日(日)～14日(土)  
○時間 9時～16時  
○場所 市役所1階 101会議室(庁舎東側)  
○申し込みできる方 世帯主の方

■必要書類 次の証明書類等を持参ください  
①り災証明書(原本を持参。コピーは不可)  
②身分証明書(運転免許書、健康保険証など本人確認できるもの)  
③印鑑(拇印でも可)

問 災害対策本部(震災復旧生活資金貸付担当)  
TEL82-1111 内線1437

一般家庭からの可燃ごみ・資源ごみ収集のお知らせ

5月から可燃ごみの収集が、週2回の通常収集になりました(災害前と同じ曜日です)。  
容器包装プラスチックについても毎週水曜日に回収します。  
資源ごみは、9日(月)から準備が整い次第、順次回収を開始します。なお、空き缶などが大量に出ると時間がかかり、翌日の回収になる場合があります。  
現在、石巻広域クリーンセンター(可燃ごみ焼却施設)が津波被害により停止していますので、皆さんのごみ減量(例:生ごみの水切り徹底・空き缶など少しずつ出すなど)の協力を、お願いします。  
◆5月中は、可燃ごみ・空き缶などは市販の透明なビニール袋でも回収します。◆  
※資源物の収集曜日は、排出量が落ち着くまで通常の収集曜日と異なる地域があります。  
詳しくは近くのごみ集積所のチラシをご覧ください。  
問 環境課環境班 TEL82-1111 内線1153・1154

震災による被災家屋解体・撤去のお知らせ

■対象 震災の地震・津波ならびにその後の余震により「全壊」あるいは「大規模半壊」判定を受けた建物、自宅敷地内に流入したガレキなど

■受付日時 5月9日(月)～ 8時30分～17時  
※都合が悪い場合は、対象地区以外の日でも申し込みできます。

■場所 本庁舎西側仮設プレハブ、鳴瀬総合支所

■解体などの経費 全額市が負担  
※個人財産の解体は、本人からの申し出により行います。

■申請に必要なもの 1.印鑑(認印で可) 2.り災証明書(写しで可)  
3.本人確認書類(例:自動車運転免許証など) 4.本人または同居家族以外の方が申請する場合は委任状 5.被災写真(2～3枚程度)  
※印鑑・確認資料・写真などが無い場合は、その旨申し出ください。  
※委任状様式は任意で可。委任する権限(委任すること)に「震災による被災家屋解体・撤去の申し込みに関する事」を必ず明記ください。

■実施時期 5月中旬頃から順次行います

■その他 基礎から流出家屋は、申し出が無くても解体する予定です

問 環境課環境班 TEL82-1111 内線1153・1155・1156

●申し込み受付日程表

受付月日	曜日	受付対象地区	
		本庁舎	鳴瀬庁舎
5月9日・16日	月	矢本	牛網
10日・17日	火	小松・大塩	小野・浜市
11日・18日	水	大曲	野蒜
12日・19日	木	大曲	東名・大塚
13日・20日	金	赤井	新東名
14日・21日	土	赤井	宮戸・その他
15日・22日～	日	全地区	